記録 取引等の記録の作成・保存

米・米加工品（注１）を
①取引、②事業所間の移動、③廃棄などを行った場合には、
その記録を作成し、保存してください。

・紙媒体・電子媒体いずれでも可。
・保存期間は原則３年。

（注１）本制度の対象品目となる米・米加工品は、以下のとおりです。
- 米穀（玄米・精米等）
- 米粉や米こうじ等の中間原材料
- 米飯類、もち、だんご、米菓、清酒、単式蒸留しょうちゅう、みりん

対象事業者は、対象品目となる米・米加工品の販売、輸入、加工、製造又は提供の事業を行う全ての方（生産者含む）となります。

記録事項 ｜ **品名、産地（注２）、数量、年月日、取引先名、搬出入の場所　等**

（注２）産地の記録の注意点
①「国産」「○○国産」「○○県産」等と記録。
②原材料に占める割合の多い順に記載。
③産地が３か国以上ある場合には、上位２か国のみ記載し、その他の産地を「その他」と記載可能。
④米飯類、もち、だんご、米菓、清酒、単式蒸留しょうちゅう、みりんについて、最終的な一般消費者販売用の容器・包装に入れられ、当該容器包装に産地が具体的に明記されている場合は、伝票等への産地の記載は不要。
⑤平成23年７月１日より前に
a　国内で生産されたものについては、生産者から譲り渡しされた米穀
b　輸入されたものについては、国内需要者等に譲り渡しされた米穀、米加工品
c　aの米穀、bの米穀又は米加工品を原料とする米加工品
については、産地の記録は不要です。

実際の取引において取り交わされる伝票類（帳簿でも可）において、下記に掲げる事項が記載されていれば、それを保存しておくことで、記録・保存の義務を果たしたことになります。

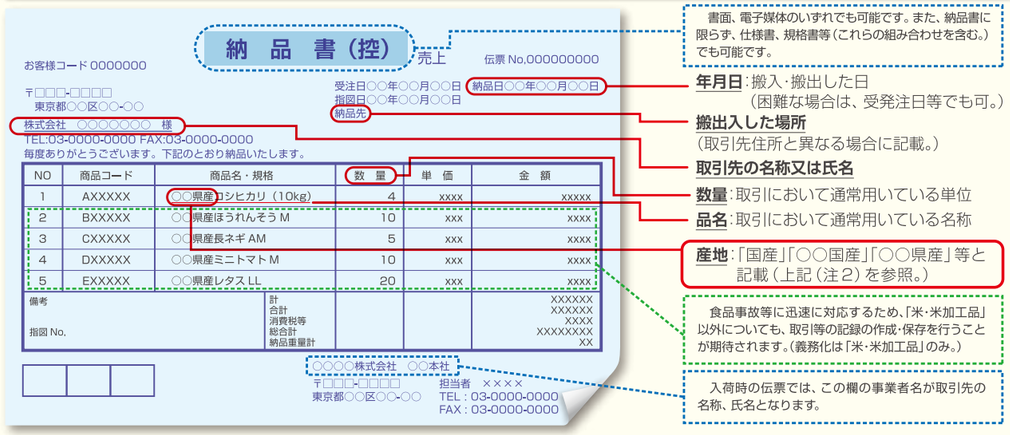

伝達 産地情報の伝達

事業者間における産地情報の伝達

米・米加工品（注３）を他の事業者へ譲り渡す場合には、伝票等（注４）又は商品の容器・包装への記載により、産地（注５）情報の伝達が必要です。

（注３）取引等の記録の対象品目と同じ。（ただし、飼料用・バイオエタノール用等非食用に供されるものは除く。）
（注４）伝票等：伝票以外に、納品書、規格書等への記載でも可。
（注５）産地：米の場合はその産地、米加工品の場合はその原料米の産地。

一般消費者への産地情報の伝達

一般消費者に米・米加工品を販売する場合には、米トレーサビリティ法に基づき、産地情報の伝達を行うことが必要となります。

ただし、JAS法で原料原産地表示の義務がある玄米・精米・もちは、JAS法に従い、これまでどおり表示をしてください（※）。

また、外食店等では、米飯類のみ産地情報の伝達が必要です。

※一部の商品については、JAS法に加え米トレーサビリティ法に基づいて産地情報伝達を行う必要があります。
詳しくはお近くの地方農政局等までお問い合わせ下さい。

外食店における一般消費者への産地情報の伝達手段